

広島県告示第七百四十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十一年八月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成二十一年八月三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社サンドクリエイト

福山市南蔵王町六―二六―二六

代表取締役 宮澤 要

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―一七）第〇三〇九一六号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業のうち、全ての業種の民間工事に関する営業。

（注一）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体は除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十一年八月十七日から平成二十一年八月十九日まで

五 処分の原因となった事実

有限会社キヤスパから平成二十年十月十四日付けで受注したCASP A改修工事は、塗装工事及び付帯工事で構成される工事であったが、その受注時点において、塗装工事に係る建設業許可を得ておらず、建設業法第三条第一項及び同法施行令第一条の第二項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が五〇〇万円未満以外の工事を請負った。

このことが、建設業法第二十八条第二項に該当すると認められる。